

教育ローン

(2017年7月1日現在)

| | |
|----------------|--|
| 1. 商品名 | 教育ローン |
| 2. お申し込みいただける方 | <p>(1) お申し込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方</p> <p>(2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方</p> <p>(3) 安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方</p> <p>(4) ご自宅もしくはお勤め先が沖縄県内にある方</p> <p>(5) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方</p> <p>※未成年の方は、法定代理人（親権者）の同意が必要です。</p> <p>※契約社員・パート社員・自営業の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。詳しくは窓口にてご確認ください。</p> <p>※（株）オリエントコーポレーションの保証を受けられる場合は、お申し込み時の年齢が満20歳以上かつ最終ご返済時の年齢が満76歳未満で、安定継続した収入のある個人の方がお申し込みいただけます。</p> |
| 3. お使いみち | <p>・申込人本人または2親等以内の親族が在学する各種教育施設*（幼稚園から大学・大学院・専門学校・予備校等）への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。なお、既にお支払済みの教育関連資金につきましては、お支払い後2カ月以内の資金を対象とします。</p> <p>※各種教育施設とは、教育基本法等、法に定められた教育施設・機関の他、各種専門学校や予備校等になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(教育関連資金例)</p> <p>(1) 幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等）</p> <p>(2) 塾・講座・通信教育納付金（入会金、受講料など）</p> <p>(3) 付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等）</p> <p>(4) 他金融機関からの教育ローンの借換費用</p> <p>(5) ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除く）</p> <p>(6) 通学に係る交通費用</p> </div> |
| 4. ご融資金額 | <p>・10万円以上、2,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※（株）オリエントコーポレーション保証の場合、10万円以上、1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※当庫の教育ローンおよびその他の無担保ローンのご融資金額と合算して2,000万円までが上限となります。</p> |

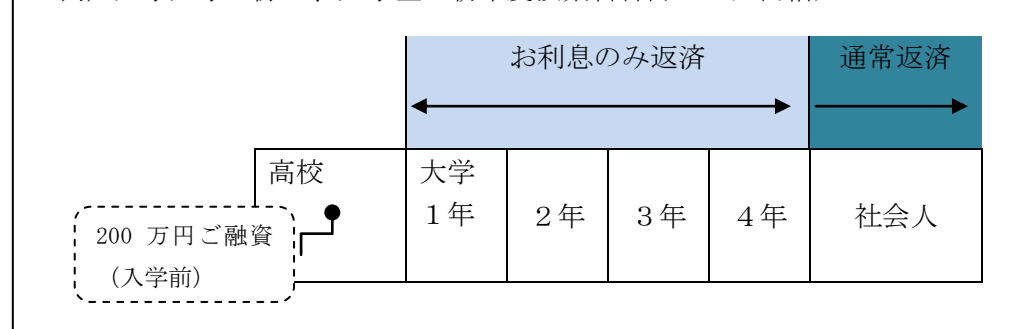
| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|------------------|-------------------|-------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|
| <p>5. ご返済期間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ご返済期間は下表のとおりとし、期間内で最長在学期間プラス1年（オリエントコーポレーション保証の場合は、在学期間内かつ最長5年）の据置期間を設けることができます。 分割型貸付の場合は貸付終了（最長在学期間プラス1年）までは、元金据置とします。 <table border="1" data-bbox="395 389 1461 526"> <tr> <td></td> <td>(一社) 日本労働者信用基金協会</td> <td>(株) オリエントコーポレーション</td> </tr> <tr> <td>変動金利</td> <td>20年以内</td> <td>15年以内</td> </tr> <tr> <td>固定金利</td> <td>16年以内</td> <td>15年以内</td> </tr> </table> | | (一社) 日本労働者信用基金協会 | (株) オリエントコーポレーション | 変動金利 | 20年以内 | 15年以内 | 固定金利 | 16年以内 | 15年以内 |
| | (一社) 日本労働者信用基金協会 | (株) オリエントコーポレーション | | | | | | | | |
| 変動金利 | 20年以内 | 15年以内 | | | | | | | | |
| 固定金利 | 16年以内 | 15年以内 | | | | | | | | |
| <p>6. ご融資金利</p> | <ul style="list-style-type: none"> 変動金利、固定金利のいずれかをお選びいただけます（当初お選びいただいた金利方式を変更することはできません）。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出金の金利は、当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準として、毎年2回見直しさせていただきます。 見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。 <table border="1" data-bbox="395 860 1461 943"> <tr> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> </tr> <tr> <td>4月1日</td> <td>⇒ 6月約定返済日の翌日</td> <td>10月1日</td> <td>⇒ 12月約定返済日の翌日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 金利に変動があった場合は、新金利、残元金、貸出期日を加味したうえで、利率変更の都度、返済額を見直します。 新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。なお、当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 <p>【固定金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。 | (見直し基準日) | (見直し後利率適用日) | (見直し基準日) | (見直し後利率適用日) | 4月1日 | ⇒ 6月約定返済日の翌日 | 10月1日 | ⇒ 12月約定返済日の翌日 | |
| (見直し基準日) | (見直し後利率適用日) | (見直し基準日) | (見直し後利率適用日) | | | | | | | |
| 4月1日 | ⇒ 6月約定返済日の翌日 | 10月1日 | ⇒ 12月約定返済日の翌日 | | | | | | | |
| <p>7. ご返済方法</p> | <p>返済方法につきましては、以下の3通りからお選びいただけます。</p> <p>(1) 一般タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 元利均等毎月返済 元利金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。 ② 元利均等毎月・ボーナス併用返済 元利金を一定額にして、毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。 <table border="1" data-bbox="416 1630 1453 1778"> <tr> <td>元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。</td> </tr> </table> | 元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。 | | | | | | | | |
| 元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。 | | | | | | | | | | |

(2) 元金据置タイプ

一括してご融資した後、元金返済を最長在学期間プラス1年（オリエントコーポレーション保証の場合は、在学期間内かつ最長5年）の範囲で据置き、その間はお利息のみのご返済となります。

| | |
|---------|---|
| 据置期間中 | お利息のみの毎月返済または毎月・ボーナス併用返済 |
| 据置期間終了後 | 元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済 |

例) 大学入学に際し、入学金・初年度授業料合計 200 万円借入

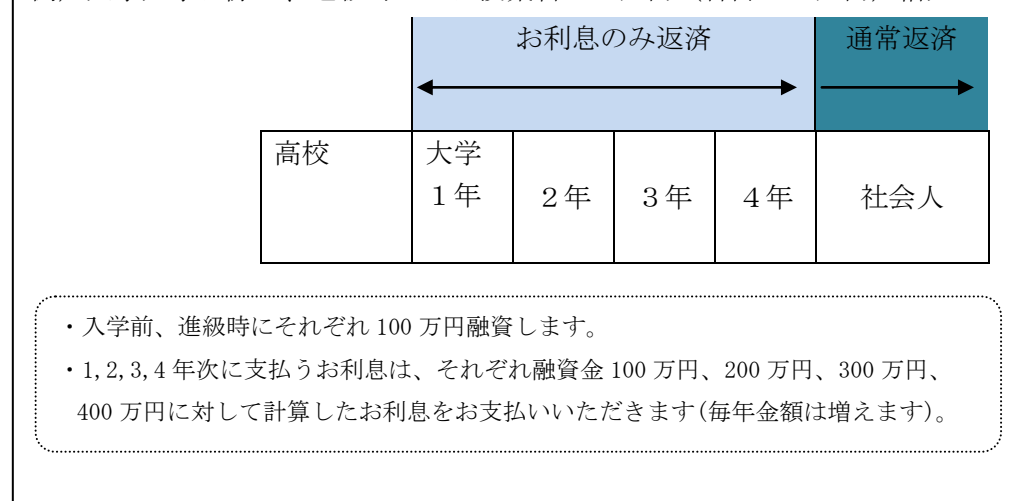


(3) 分割型貸付タイプ ※ (株) オリエントコーポレーションを保証先とする場合はご利用になれません。

ご融資金を分割してご融資いたします。分割でご融資中は、お利息のみのご返済となります。分割での最終回のご融資後、元金据置タイプをご利用いただくこともできます（据置期間は、最長在学期間プラス1年）。

| | |
|---------|---|
| 分割期間中 | お利息のみの毎月返済または毎月・ボーナス併用返済 |
| 分割期間終了後 | 元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済 |

例) 大学入学に際し、進級時ごとに授業料 100 万円（合計 400 万円）借入



| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>8. 保証</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。なお、審査の結果、（一社）日本労働者信用基金協会の保証が受けられない場合には、（株）オリエントコーポレーションを保証会社とした再審査を受けることが可能です。 |
| <p>9. 保証料</p> | <ul style="list-style-type: none"> 保証料につきましては、当金庫が負担します。 |
| <p>10. 担保</p> | <ul style="list-style-type: none"> 不要です。 |
| <p>11. 手数料</p> | <ul style="list-style-type: none"> 融資事務手数料は不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行等の場合には手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。 |
| <p>12. 団体信用生命保険</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一般タイプ、元金据置タイプでのご返済の場合、ろうきん団体信用生命保険にご加入いただけます（保険料は当金庫が負担します）。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>ろうきん団体信用生命保険とは、ローン返済途中でローン契約者（被保険者）が死亡もしくは高度障がいになった場合、当金庫が生命保険会社から受け取る保険金をもって、ローン契約者（被保険者）のローン債務の弁済に充当することを目的とした団体保険です。</p> <p>※お支払い事由の内容によっては保険金が支払われない場合がございます。</p> <p>※健康状態によっては団体信用生命保険へのご加入をお断りされる場合がございます。</p> <p>※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合がございます。</p> </div> <p>※ご加入にあたっては年齢制限や生命保険会社の承諾等、条件がございます。詳しくは窓口にてご確認ください。</p> <p>※元金据置タイプについては、据置期間によってはご加入いただけない場合がございます。</p> <p>※分割型貸付タイプでのお取り扱いはできません。</p> |
| <p>13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 <p>【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】 0120-602-040</p> <p>お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）</p> <p>なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://okinawa-rokin.or.jp</p> |

| | |
|---|---|
| <p>14. 紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く） |
| <p>15. その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。 ・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 |

沖縄県労働金庫